

ホットライン運用ガイドライン新旧対照表

平成 25 年 4 月 1 日
ホットライン運用ガイドライン検討協議会
(下線部は改訂箇所)

改訂案	現行
第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼 1 総論（略） 2 対象とする違法情報の範囲 ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。 具体的には、 【わいせつ情報】 ① わいせつ物公然陳列（刑法第175条第1項） ② 児童ポルノ公然陳列（児童ポルノ法第7条第4項） ③ 売春目的等の誘引（売春防止法第5条第3号及び第6条第2項第3号） ④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為（同法第6条） 【薬物関連情報】 ⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条） ⑥ 規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号） 【振り込め詐欺等関連情報】 ⑦ 預貯金通帳等の譲渡等の<u>勧誘・誘引</u>（犯罪収益移転防止法第27条第4項） ⑧ 携帯電話等の無断有償譲渡等の<u>勧誘・誘引</u>（携帯電話不正利用防止法第23条） 【不正アクセス関連情報】 ⑨識別符号の入力を不正に要求する行為（不正アクセス禁止法 第7条第1号） ⑩不正アクセス行為を助長する行為（不正アクセス禁止法第5条） を対象とする。	第3 プロバイダや電子掲示板の管理者等に対する違法情報の送信防止措置等依頼 1 総論（略） 2 対象とする違法情報の範囲 ホットラインセンターからプロバイダや電子掲示板の管理者等に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。 具体的には、 【わいせつ情報】 ① わいせつ物公然陳列（刑法第175条第1項） ② 児童ポルノ公然陳列（児童ポルノ法第7条第4項） ③ 売春周旋目的の誘引（売春防止法第6条第2項第3号） ④ 出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為（同法第6条） 【薬物関連情報】 ⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条） ⑥ 規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号） 【振り込め詐欺等関連情報】 ⑦ 預貯金通帳等の譲渡等の誘引（犯罪収益移転防止法第26条第4項） ⑧ 携帯電話等の無断有償譲渡等の誘引（携帯電話不正利用防止法第23条） 【不正アクセス関連情報】 ⑨識別符号の入力を不正に要求する行為（不正アクセス禁止法 第7条第1号） ⑩不正アクセス行為を助長する行為（不正アクセス禁止法第5条） を対象とする。

3 違法情報該当性の判断基準

(1) 判断の対象（略）

①～②（略）

③ 売春目的等の誘引

次のア又はイのいずれかの項目に掲げる要件のすべてを満たす場合には、売春目的等の誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 売春目的の誘引

(ア)「ゴムあり本番、60分3万円」等の売春を意味する表現が連絡先(電話番号等)等とともに記載されていること

(イ)「メールください、都内で会える人」等、売春の相手方となるよう誘引している趣旨が窺われること

イ 売春周旋目的の誘引

(ア)「ゴムあり本番、90分5万円」等の売春を意味する表現が連絡先(電話番号等)等とともに記載されていること

(イ)「女の子多数、チェンジあり」等の周旋目的の誘引であることを意味する表現が記載されていること、その他周旋目的の誘引である趣旨が窺われること

④～⑥（略）

⑦ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引

次のア及びイを満たす場合には、預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 「通帳」、「口座」、「キャッシュカード」等の預貯金通帳等を意味する表現が記載され、又は預貯金通帳等の画像等が掲載されていること

イ 「譲渡します」、「買います」、「売ります」、「レンタルします」、「レンタルしてください」等の譲渡、譲受け等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

⑧ 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引

次の共通の要件、及びアからウまでのいずれかの項目に掲げる要件のすべてを満たす場合には、携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

（共通の要件）

○ 「携帯」、「PHS」、「プリペ」、「飛ばし」、「シム」、「SIM」、「カード」、「チップ」等、携帯電話等を意味する表現が記載され、又は携帯電話等の画像等が掲載されていること

ア 無断有償譲渡等の勧誘・誘引（法第20条第1項及び第2項関係）

（ア）「名義変更をせずに」、「足のつかない」等の携帯音声通信事業者の承諾を得ないことを意味する表現が記載されていること、その他承諾を得ない趣旨が窺われること

（イ）「高額」、「現金」、「安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること

（ウ）「買います」、「譲って下さい」、「売ります」、「譲ります」等の譲渡等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

（エ）譲渡等が業としてされていることが窺われること

イ 他人名義の携帯電話等の譲渡等の勧誘・誘引（法第21条第1項及び第2項関係）

3 違法情報該当性の判断基準

(1) 判断の対象（略）

①～②（略）

③ 売春周旋目的の誘引

次のア及びイを満たす場合には、売春周旋目的の誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 「Hできます、90分5万円」等の売春の相手方となるよう誘引する表現が連絡先(電話番号等)等とともに記載されていること

イ 「女の子多数、チェンジあり」等の周旋目的であることを意味する表現が記載されていること、その他周旋目的である趣旨が窺われること

④～⑥（略）

⑦ 預貯金通帳等の譲渡等の誘引

次のア及びイを満たす場合には、預貯金通帳等の譲渡等の誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 「通帳」、「口座」、「キャッシュカード」等の預貯金通帳等を意味する表現が記載され、又は預貯金通帳等の画像等が掲載されていること

イ 「譲渡します」、「買います」、「売ります」、「レンタルします」、「レンタルしてください」等の譲渡、譲受け等の相手方となるよう誘引する表現が記載されていること

⑧ 携帯電話等の無断有償譲渡等の誘引

次の共通の要件、及びアからウまでのいずれかの項目に掲げる要件のすべてを満たす場合には、携帯電話等の無断有償譲渡等の誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

（共通の要件）

○ 「携帯」、「PHS」、「プリペ」、「飛ばし」、「シム」、「SIM」、「カード」、「チップ」等、携帯電話等を意味する表現が記載され、又は携帯電話等の画像等が掲載されていること

ア 無断有償譲渡等の誘引（法第20条第1項及び第2項関係）

（ア）「名義変更をせずに」、「足のつかない」等の携帯音声通信事業者の承諾を得ないことを意味する表現が記載されていること、その他承諾を得ない趣旨が窺われること

（イ）「高額」、「現金」、「安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること

（ウ）「買います」、「譲って下さい」、「売ります」、「譲ります」等の譲渡等の相手方となるよう誘引する表現が記載されていること

（エ）譲渡等が業としてされていることが窺われること

イ 他人名義の携帯電話等の譲渡等の誘引（法第21条第1項及び第2項関係）

（ア）「足のつかない」、「他人名義」等の他人名義のものであることを意味する表現が記載されていること

（イ）「買います」、「譲って下さい」、「売ります」、「譲ります」等の譲渡等の相手方となるよう誘引する表現が記載されていること

ウ 匿名貸与契約の誘引（法第22条第1項関係）

(ア)「足のつかない」、「他人名義」等の他人名義のものであることを意味する表現が記載されていること (イ)「買います」、「譲って下さい」、「売ります」、「譲ります」等の譲渡等の相手方となるよう<u>勧誘・誘引</u>する表現が記載されていること ウ 匿名貸与契約の<u>勧誘・誘引</u>(法第22条第1項関係) (ア)「身分確認不要」、「本人確認なし」等の氏名や法人の名称等を確認しないことを意味する表現が記載されていること (イ)「高値」、「現金」、「安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること (ウ)「貸します」、「レンタルします」等の貸与の相手方となるよう<u>勧誘・誘引</u>する表現が記載されていること (エ) <u>勧誘・誘引</u>が貸与業者によりなされていることが窺われること	(ア)「身分確認不要」、「本人確認なし」等の氏名や法人の名称等を確認しないことを意味する表現が記載されていること (イ)「高値」、「現金」、「安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること (ウ)「貸します」、「レンタルします」等の貸与の相手方となるよう誘引する表現が記載されていること (エ) 誘引が貸与業者によりなされていることが窺われること
---	---

＜関係条文＞ (刑法) (略) (売春防止法) <u>第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。</u> 一 ・ 二 (略) <u>三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。</u> 第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。 2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。 一 ・ 二 (略) 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。 (略) (犯罪による収益の移転防止に関する法律) <u>第二十七条 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十五号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。)との間における預貯金契約(別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。)</u>に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下この条において「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、<u>一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u>通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその	＜関係条文＞ (刑法) (略) (売春防止法) 第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。 2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。 一 ・ 二 (略) 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。 (略) (犯罪による収益の移転防止に関する法律) 第二十六条 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十二号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。)との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの(以下「預貯金通帳等」という。)を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。 2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。 3 (略) 4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。
--	---

提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

3 (略)

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。